第45回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

平成21年8月28日 農林水産省第2特別会議室

1.委員の出欠

阿久澤委員、上谷委員、澁谷委員、手島委員が欠席。

2. 概要

事務局(平尾消費・安全局長、相本参事官及び俵木基準審査課長)より挨拶。

< 議題 1 について >

田島座長:それでは、議題1の「報告書(案)に対するパブリックコメントへの回答案」について、事務局から資料の説明をお願いする。

事務局(高畠)より、資料1を説明。

- 田島座長:パブリックコメントの募集の結果、58通という多数の意見をいただいたが、本回答案について、委員の皆様からご質問・ご意見はあるか。
- 神田委員:回答の扱いについて伺う。これはパブリックコメントを受けて、報告書の 内容に生かそうという意図は理解できるが、出てきた意見はこれまでの議論や意 見交換での内容とほぼ同一の内容である。このため、報告書をまとめた後の検討 においても、同様の懸念や報告書の内容を誤解した意見が出てくるだろう。同様 の事態を繰り返さないよう、回答案の内容を拾い上げて添付する必要があるので はないか。この回答はどのように扱う予定か伺いたい。
- 事務局(高畠):意見の概要と回答(案)が確定後、パブリックコメント募集の結果という形で総務省のホームページに掲載する予定である。
- 事務局(小川):パブリックコメントの結果の扱いとしては、御説明したとおり従前と同様であるが、例えば表示と食品の安全性との関係等については、より重点的にコミュニケーションを図っていかねばならないと受け止め、行政の側から、このような場合以外でも、コミュニケーションを行う機会に重点的に発信していくべきと考えている。

また、省内でも、表示と食品の安全性の関係についての誤解があるので、研修などのあらゆる機会を利用して対応したい。

- 信太委員:回答(案)1ページの回答欄中、第1パラグラフの「JAS法の表示は品質の差を識別して~」と第3パラグラフの「原料原産地表示は安全性を示すものではない」は理解できるが、第2パラグラフの「一方で消費者の食品に対する安心感を得ることができるという意見も多い」は、非常に唐突で、だから行政としてはどう考えるのかが分からない。そこで、第2パラグラフを文末に移動して、その次に、例えば「消費者の安心感を得るためにも、食品企業の商品情報の開示のあり方検討会で、適切な情報開示のあり方を検討している。」と挿入してどうか。
- 事務局(小川):御指摘のとおり、当該箇所は総論であるため、これに対する回答はいくらでも追記できる。しかし、今回のパブリックコメントは、報告書(案)の取りまとめに当たって、大括り表示等の提言に対する御意見である。与えられたスケジュールの中で、与えられた課題に対して対応するのであれば、そもそも論

- からの意見への回答は省略しても問題はないが、この会議の透明性を考慮して、 敢えていただいた御意見に対しては全て回答している。その中での対応であるた め、例えば、情報開示検討会についての御意見あれば、提供としての意味はある が、そこまでは踏み込んで書いていない。
- 信太委員:よくわかった。ただ、本回答は行政としての回答という性格を持つため、 「行政としては情報開示検討会を開催して、検討している」旨くらいは必要では ないかと思う。
- 田島座長:回答が第三者的な印象を受けるというのが信太委員の御指摘だと理解した。 やはり行政の回答として、もっと丁寧なほうが良いという御意見である。
- 事務局(小川):御指摘は理解するが、この「一方で」以下は、報告書(案)中の文章を引用している。また、行政としてどう考えるのかという点は、報告書(案)に答えを用意している。御提案の趣旨に沿えば、報告書の内容を全て書くことを求められていることになると思う。もし、「回答」という言葉がおかしいのであれば、「考え方」等に変えることはできる。
- 信太委員:報告書(案)の12ページには、「一方で・・」の記述があり、その後1つパラグラフを飛ばして、「このため、~ホームページ等を通じ、正確かつ適切な情報開示に取り組むよう努めるべきである。~」という記述があるので、これらの趣旨をまとめて書くことができるのではないか。そのような意図で申し上げている。
- 原委員:信太委員の意見に賛成。回答(案)1ページの回答は、突き放した感じを受けるので、もう少し丁寧さがあってもよいと思う。
- 事務局(小川):では、報告書12ページを引用して、「このため製造業者等は表示やホームページ等を通じ、正確かつ適切な情報開示に取り組むよう努めるべきと考えております」という挿入を提案させていただく。
- 信太委員:「情報開示検討会で情報開示のあり方を検討している」と挿入する方が、 簡潔に報告書の意味を表していると思う。
- 事務局(小川):情報開示検討会は、農水省だけで開催しているので、2省が共同で開催する共同会議の資料の中に挿入するのは、書きすぎの印象がある。
- 田島座長:回答(案)1ページ目は、一部修正するということで、表現については座 長に一任させていただきたい。

ほかの箇所について、御質問、御意見等はあるか。

- 原委員:回答(案)17ページ、第3パラグラフの「なお、御指摘の業者間の不公平感については適用に当たり検討が必要である」という回答(案)についてだが、不公平感があるという御意見の趣旨は理解できるが、20食品群及び4品目以外の品目への表示の義務付けは、実行可能性を踏まえた結果として大括り表示の導入に議論が至ったのであり、回答(案)の中で「不公平感について検討が必要である」という表現を使う必要はない。「御意見については、今後検討をしていく」という表現でいいのではないか。「不公平感」は、用語としては適当ではない。
- 事務局(小川):御指摘は理解した。では、「御指摘の事業者間の不公平感について は」というところを「御指摘については」と修正することでよいか。
- 田島座長:それでは、2か所修正があったが、その点を除いて本回答(案)を、この 委員会として御了承いただきたい。

(異議なし)

< 議題 2 について >

- 田島座長:続いて、議題2「報告書(案)について」、事務局から資料の説明をお願いする。
- 事務局(小川):資料2の具体的な内容の前に、その背景、経緯について説明する。まず、消費庁の設立に伴い、共同会議は8月31日をもって終了する。本日が最後の機会となるため、パブリックコメントが8月10日に終了後、資料1の形にまとめ、8月14日に委員各位に送付をさせていただいた。

その際、報告書(案)についての御意見、御指摘もあわせお聞きして事務局が 修正したのが資料2である。本日の議論をもって最終的な報告書の取りまとめに 向かっていただきたいと考えている。

事務局(高畠)より、資料2を説明。

田島座長:各委員からの御意見をもとに修正した箇所について説明があった。修正した箇所について、1カ所ずつ委員の皆様から御質問、御意見をいただきたい。 まず、表紙について、サブタイトルに「JAS法に基づく」と加えた点について御意見、御質問はあるか。

(意見なし)

- 田島座長:5ページ目下段、国産原料と輸入原料を併用している場合は、「 (国産、外国産)」、つまり世界中となってしまうということをデメリットとして追記したという点について。
- 宗林委員:少し遡るが、報告書の表題に「JAS法に基づく」と入れたのは、これは 容器包装への表示についてであり、それ以外の表示は、報告書の対象とはなって いないという意味も含んでいるということでよいか。(事務局より「よい」との 返事)了解した。

(5ページ目下段については意見なし)

田島座長:6ページ上段の「なお、ウェブサイト等を通じた」等を追加した点につい て。

(意見なし)

田島座長:7ページ目「一方、大括り表示等は・・・」という記述を追加したという 点について。

(意見なし)

田島座長:12ページ目中段の「また、原料原産地表示は・・・」を追加した点について。

(意見なし)

- 田島座長:12ページ目下段、「なお、任意での情報提供を行う際は、原料原産地については国名を示すべきである」と追加した点について。
- 原委員:この追加は、評価したい。前回の共同会議で要件 及び要件 を基本的に維持すべきものと結論づける必要はないという意見を申し上げたが、やはり消費者 のパブリックコメント等を見ると、原料原産地表示を求める声というは、決して 少なくはないという印象を持っている。
- 信太委員:この追記については、言わずもがなと考えている。というのは、既に昨年 3月の原料原産地表示の推奨通知に基づき、事業者は国別の表示を任意で取り組 む努力をしている。また、「外国産」と任意で表示した場合、かえって消費者か らの問い合わせが増加したり、あらぬ疑念、例えば中国隠しではないかと疑われ る。そういった意味では、事業者は、任意で表示を行うのであれば、「外国産」

という表示はしないと思うし、原料原産地表示に関する政府からの推奨通知もあるので、敢えてここに書く必要性は薄いのではないか。

- 宗林委員:任意の場合に国名の表示が基本なのは当然という考えは非常にありがたいことだが、新たな考え方として概念的に大括り表示という方法を取り入れていくことを報告書でまとめたものなので、特段の差しさわりがなければ、この挿入はあったほうが良いと考えている。また、今後、大括り表示という考え方が導入されることで、本来は「中国産」と書いていたものが「輸入」「外国産」などと表示されることがないともいえないことも含めて考えると、是非この部分を挿入していただきたい。
- 信太委員:問題が全くないという訳ではない。例えば、現在の原料原産地表示で、20 食品群等で50%以上の原材料について国名表示を義務付けているが、重量順で2 番目、3番目の原材料についても任意で原料原産地名を国名で情報提供してきた 事業者もある。今後、仮に、新たに大括り表示が義務となった品目で、50%以上 の原料が「大括り表示」なら、2番目、3番目の原料原産地を任意に国名で表示 するということはできないのではないかと思う。このように、技術的には問題が あると考えている。
- 事務局(小川):宗林委員の御意見のとおり、すべてが大括り表示に変わるかのようなインパクトを与える程、国民には強く受けとめられている傾向があり、実際そのような趣旨の問い合わせもあり、報道もなされた。このため、多少しつこくても書いた方がメッセージがはっきりすると考え、追記したところである。
- 信太委員:では、「任意での情報提供」よりも「任意での表示」の方が正確な表現だと思う。それから、そのすぐ下の文章で、「義務化について」を「表示の義務化について」と修正していただきたい。
- 事務局(小川):了解した。
- 宗林委員:これからのことも含めて意見を申し上げたい。一般的には薬事法、景品表示法など他の法律では「表示」というと、表示だけでなく広告を含む。今回はJAS法に基づいた容器・包装への表示であり、それ以上の情報開示については、別の検討会で今までなかった情報が得られるよう議論されることは、国民としては歓迎するものである。しかし、容器・包装への表示と、それ以外の情報提供で内容が異なるのは、誤認・混乱を招くことにもなると考えられるので、今後の検討に際しては、容器・包装の表示を原則として、それと混同するような違う形での情報は余り拡大し過ぎないようお願いしたい。
- 田島座長:御意見として承りたい。

では、22ページ目の委員名簿について御意見、御質問等はあるか。

- 信太委員:報告書(案)の後ろに添付される名簿に、既に交替された委員で、この報告書の作成自体には関与されていない委員が入っているが、そうした委員の方々に、名簿へお名前を掲載することについて既にご了解をいただいているのかどうか、お伺いしたい。
- 事務局(小川):委員の方々に了解をとっているかどうかは確認する。報告書の作成 自体に関与されていない委員の方々まで掲載すべきかどうかについては、他の例 を確認して対応を決めたいと思う。
- 田島座長:報告書の内容にかかわることではないので事務局にお任せしたい。 それでは、以上で報告書(案)の検討をすべて終了した。修正部分以外は、原 案どおり御承認いただいたものとさせていただきたいが、よろしいか。

(意見なし)

田島座長:それでは、本会議として、この報告書(案)を一部修正の上、承認とさせていただく。

< 議題 3 について >

- 田島座長:議題3について、事務局から予定しているものはないようだが、委員の皆様は何かあるか。
- 小笠原委員:パブリックコメントに対する回答案については、様々な立場からの推進、 反対の立場があって、それらに対するJAS法の立場を丁寧に回答することがで きた。パブリックコメントへ回答して終わるのは余りにももったいないと思われ るので、報告書の全体像がよく理解できるよう、合本して報告書の参考のような 形で活用することを事務局に考えていただきたい。
- 鬼武委員:報告書は、非常によいものがまとまったと考えているが、2点意見がある。 まず、なぜ原料原産地表示をしなければならないのかについては、いつも原点 に立ち返らなくてはいけない。また一方で、原料原産地表示をすることは、安全 性に関連があるかどうかという点で必ず誤解が生まれる。品質に関する表示なの であり、そこに差があるから情報提供や表示を行うのだということを、農林水産 省と厚生労働省には、きちんと説明をしてもらいたいということが1点目。

また、品質の差をどのようにして科学的に検証するかが問われてくると思うので、要件 及び要件 は堅持しつつ、品質の差について科学的な証明あるいはその代替として保証する手段を是非御検討願いたいということが2点目である。

最後に消費庁に食品の表示に関する権限が移るということだが、Country of Originについて関心が高い国もある一方、国際的な視点では、品質よりも、例えば栄養表示など、非感染性疾患のリスクと関係する栄養所要量策定といった消費者の安全性にかかわる表示に視点が移りつつある。原料原産地だけではなく、是非食品の安全性と関係する表示について消費庁に検討していただきたい。

増田委員:パブリックコメントに対する回答(案)の1ページ目、「表示は食品の安全性を示すものではない」のように言われると、消費者は非常に疎外された思いに駆られる。表示も、また消費者にとっては、安全性を考えるツールとして大事なものであることは間違いないと思う。農林水産省及び厚生労働省の役割は、消費者との間のコミュニケーションのとり方をどうつくっていくかであり、「少なくとも食品の安全性を示すものではありません」と冷たく言い放ってしまうのは、私の立場からは大変つらいと言わざるを得ない。

田島座長:今後、消費庁及び消費者委員会ができたら、議論していただきたいと思う。 事務局(小川):原料原産地を正確に書いても、不正確に書いても、大括りに書いて も、食品の安全性に影響は全くないのは明らかである。議論した結果、このよう な表現になった。冷たい印象を与えることによって両者のコミュニケーションが 断絶してしまうのは我々の本意ではないので、どのようにお伝えしていくべきな のかという点は今後も考えていきたい。

ただ、先ほど鬼武委員からも御提起されたように、表示一般が食品の安全を保障する、担保するなどという前提で議論してしまうと、その後の議論がしっかりとできない。また、食品は世界的に流通するものであるため、コーデックスの表示部会で、日本人が表示は安全に関係あると主張しても議論の相手にされない。今後、消費者庁とともに、農林水産省、厚生労働省も引き続き、そういう情報発信を担っていかなければいけないと思っており、今後も御指導いただきたい。

神田委員: 当該箇所の表現は言い換えればいいが、加工食品の原料原産地表示により、

私たちが安全性を選択することができるかというと、やはりそれは違う。流通する食品の安全性は確保されており、そのために様々な政策がなされている。その上で、選択の術として表示があると理解をしなければいけない。私たち消費者としても、大きな誤解をしないようにして議論しなければならない。共同会議で昨年夏からこの議論を始めたきっかけは冷凍ギョーザ事件であり、そこから多少の誤解があったのではないかと考えている。先ほどの小笠原委員の御指摘のとおり、報告書をまとめて終わりではなくて、これまでの議論の経過、誤解をとくべき点がわかるようにパブリックコメントへの回答を報告書に添付することが必要ではないかと思う。

原委員:今後表示について消費庁に引き継ぐに当たり、要望をしておきたい。報告書の冒頭でも副題として「・・・原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について」と付されているとおり、加工食品の原料原産地表示は今後さらに拡大されるべきものであると考える。本報告書においては要件 及び要件を維持すべきとあるが、それは固定的なものではないという点を押さえて取り組んでいただきたい。

また、「任意表示については国名を表示すべき」という考え方は、是非とも今後の原料原産地表示拡大に向けた具体的な検討に生かしていただきたい。

田島座長:本日予定していた議題はこれで終了としたい。

事務局(小川):9月1日に消費庁が設立されるが、食品の表示について厚生労働省と農林水産省が共同で検討してきた共同会議は、一つの役割を終えてバトンを引き継ぐことになる。特に、きちんとした形で一つ一つ透明性を確保して議論をする、なおかつ、きちんと結論を導くということが大事であり、この点で委員各位にはいろいろと御協力、御苦労、御貢献いただいた。この報告書をまとめて、小笠原委員や神田委員の御指摘のようにこれまでの経過や誤解を生みやすい点についてきちんと対応することが必要と思う。今後も御指導、御鞭撻よろしくお願いしたい。

以上